

第4章 子ども・若者の健康と安全

第1節 健康

1. 子どもの体格

(1) 幼児・児童・生徒の発育状況

平成22年度の幼稚園、小学校、中学校、高等学校における幼児、児童および生徒の身長、体重および座高の県平均値を年齢別にみると、第4-1-1表のとおりとなっています。

第4-1-1表 年齢別・男女別身長・体重・座高の県平均値と1歳上との格差

性別	学校	学年	年齢	身長 (cm)		体重 (kg)		座高 (cm)		
				平均値	1歳上との格差	平均値	1歳上との格差	平均値	1歳上との格差	
男子	幼稚園		5歳	111.0	5.8	18.9	2.3	62.3	2.7	
	小学校	1年生	6歳	116.8	5.7	21.2	2.7	65.0	2.6	
		2年生	7歳	122.5	5.8	23.9	3.1	67.6	2.8	
		3年生	8歳	128.3	5.7	27.0	3.3	70.4	2.3	
		4年生	9歳	134.0	5.1	30.3	3.7	72.7	2.3	
		5年生	10歳	139.1	6.0	34.0	3.2	75.0	2.6	
		6年生	11歳	145.1	6.9	37.2	5.5	77.6	3.5	
	中学校	1年生	12歳	152.0	7.9	42.7	5.9	81.1	4.0	
		2年生	13歳	159.9	5.8	48.6	5.7	85.1	3.3	
		3年生	14歳	165.7	3.4	54.3	4.8	88.4	2.2	
	高等学校	1年生	15歳	169.1	1.2	59.1	1.3	90.6	1.2	
		2年生	16歳	170.3	1.1	60.4	1.8	91.8	0.6	
		3年生	17歳	171.4		62.2		92.4		
	女子	幼稚園		5歳	109.6	6.2	18.3	2.6	61.4	3.1
		小学校	1年生	6歳	115.8	5.6	20.9	2.2	64.5	2.6
2年生			7歳	121.4	6.4	23.1	3.4	67.1	3.0	
3年生			8歳	127.8	5.3	26.5	2.8	70.1	2.5	
4年生			9歳	133.1	7.4	29.3	4.4	72.6	3.3	
5年生			10歳	140.5	6.2	33.7	4.5	75.9	3.2	
6年生			11歳	146.7	5.3	38.2	5.1	79.1	3.2	
中学校		1年生	12歳	152.0	3.2	43.3	3.1	82.3	1.6	
		2年生	13歳	155.2	2.0	46.4	2.9	83.9	1.1	
		3年生	14歳	157.2	0.0	49.3	1.6	85.0	0.5	
高等学校		1年生	15歳	157.2	0.8	50.9	1.4	85.5	0.5	
		2年生	16歳	158.0	0.3	52.3	0.4	86.0	0.0	
		3年生	17歳	158.3		52.7		86.0		

(資料) 滋賀県総合政策部統計課「平成22年度学校保健統計調査結果」より

ア 身長

男子の各年齢間の身長差は、12歳と13歳の間が7.9cmと最も大きく、また、16歳と17歳の間が1.1cmと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の身長差は9歳と10歳の間が7.4cmと最も大きく、また、14歳と15歳の間で差がなくなっています。

イ 体重

男子の各年齢間の体重差は、12歳と13歳の間が5.9kgと最も大きく、また、15歳と16歳の間が1.3kgと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の体重差は10歳と11歳の間が4.5kgと最も大きく、また、16歳と17歳の間が0.4kgと最も小さくなっています。

ウ 座高

男子の各年齢間の座高差は、11歳と12歳の間が4.0cmと最も大きく、また、16歳と17歳の間が0.6cmと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の座高差は9歳と10歳および10歳と11歳の間が3.2cmと最も大きく、また、16歳と17歳の間で差がなくなっています。

なお、22年度調査の座高で過去最高値または同数値となった年齢は、男子の14歳、15歳および17歳でした。

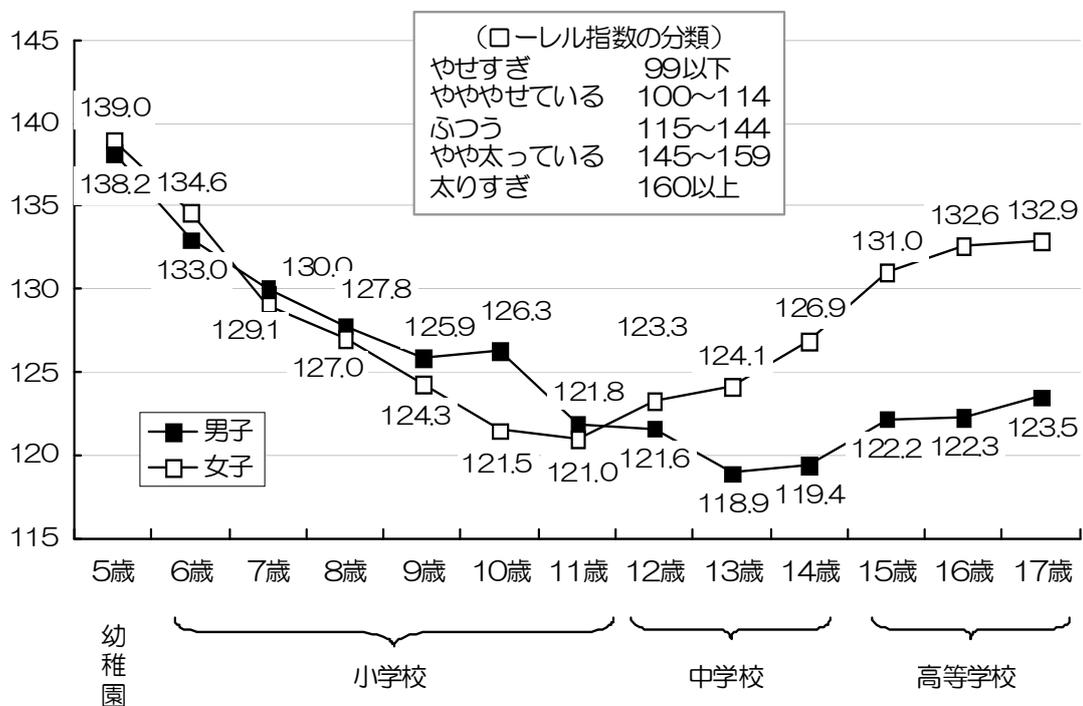
(2) ローレル指数

ローレル指数とは、幼児、児童および生徒の体型や肥満状態を表す指数で、

$$\text{ローレル指数} = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (cm)}^3} \times 10^7$$

で求められます。これは、学年全体の傾向や年次推移など集団の傾向を表すのに多く用いられます。この指数を男女別に年齢的变化を比較すると、男女ともほぼ同じ値で幼年期から下降していきませんが、中学生になる頃から次第に男女の特性が顕著に現れ、とりわけ女子の場合、指数は大きく上昇しています。

第4-1-2図 年齢別・男女別ローレル指数



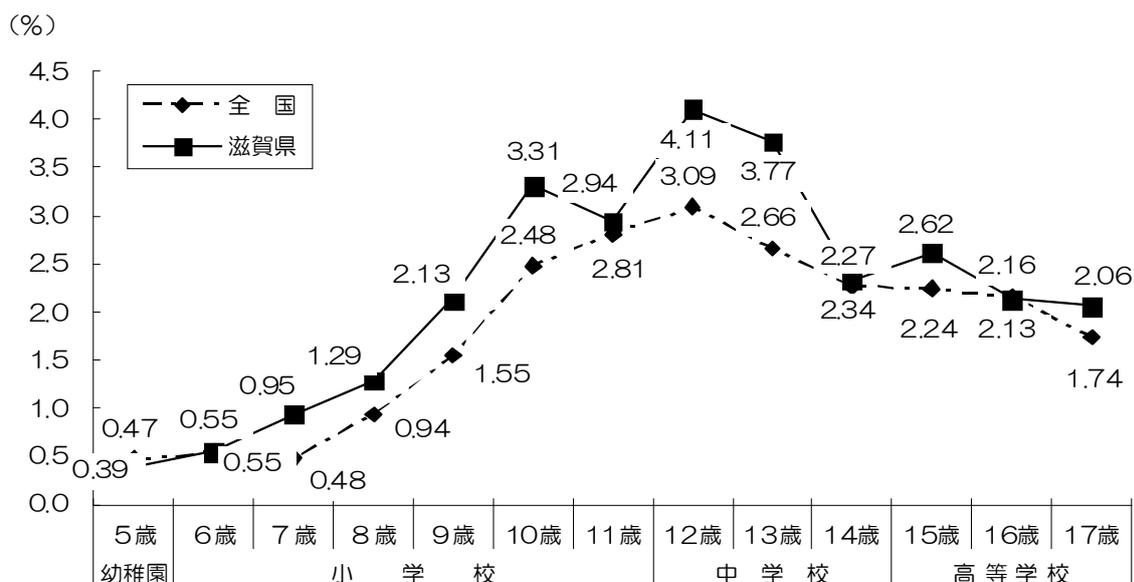
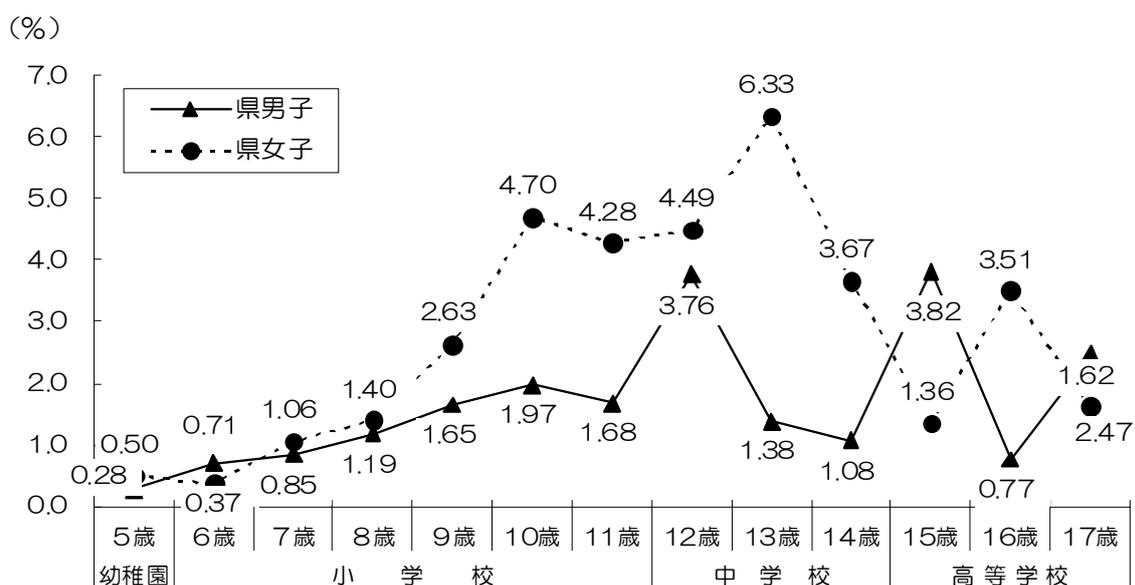
(資料) 滋賀県総合政策部統計課「平成22年度学校保健統計調査結果」より

2. 肥満・やせの状況

肥満は20歳以上の男性の約2割、女性の約1割に、痩身は20歳代の女性の約2割にありますが、このような問題は子どもにも共通していると言われています。本県でも以前は、児童・生徒の肥満傾向が指摘されていましたが、肥満傾向児の出現率は全国平均と比較して低くなっています。

一方、痩身傾向児の出現率は、男女とも全国平均を上回る学年が多く、男子は15歳、女子は13歳で最も高くなっています。思春期の過度の痩身願望によって、将来的に健康への深刻な影響をおよぼすことが懸念されています。

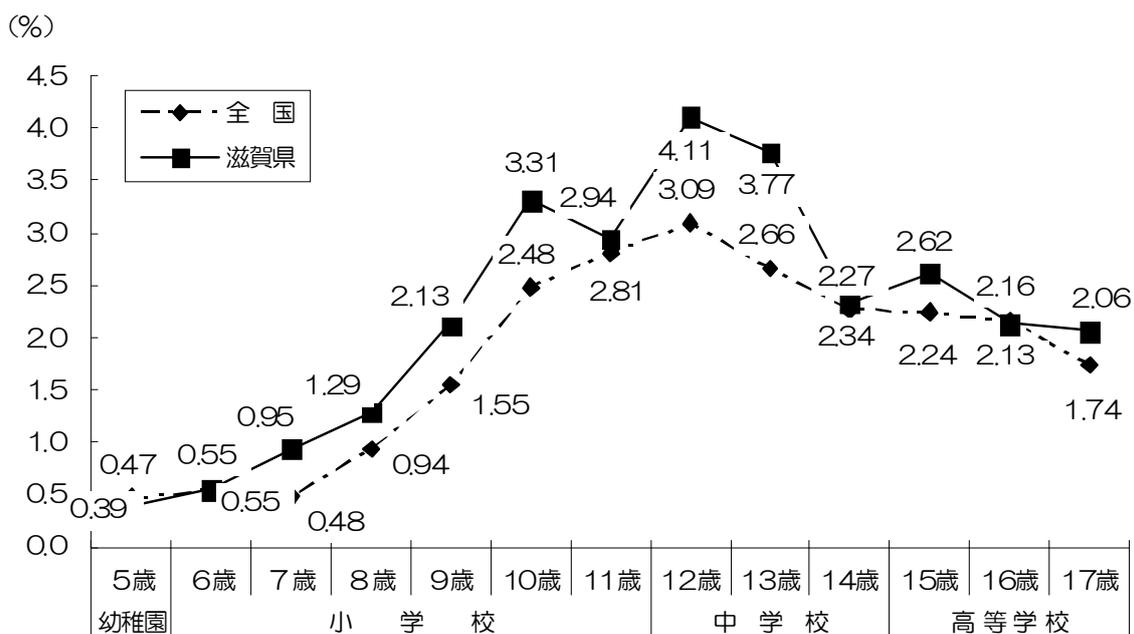
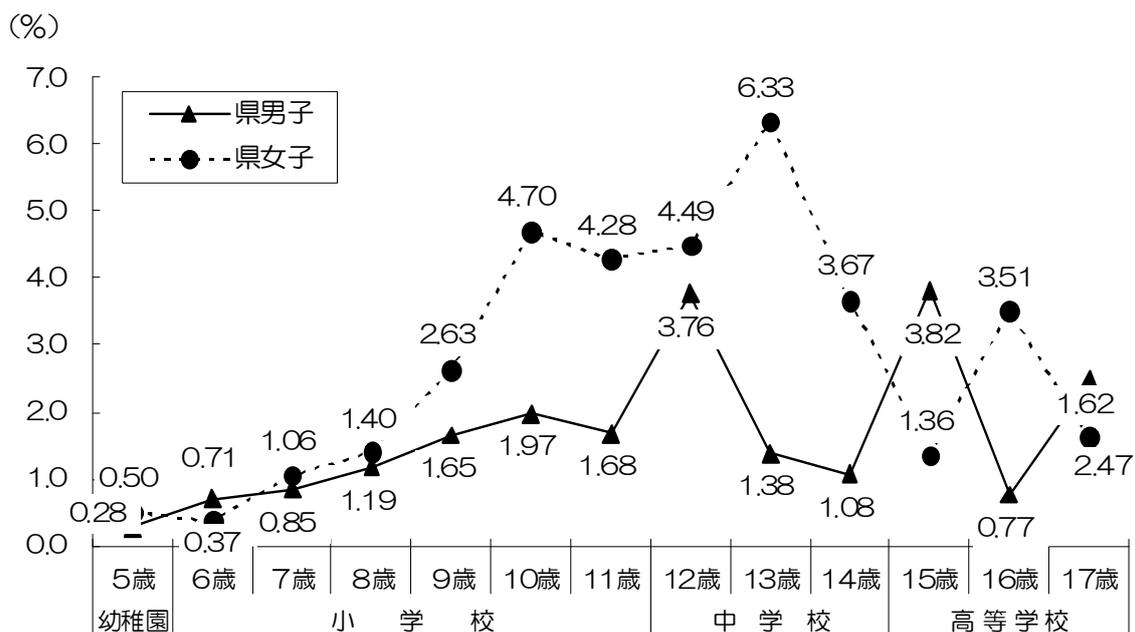
第4-1-3図 年齢別肥満傾向児の出現率



(注) 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以上の者である。
 肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

(資料) 文部科学省「平成22年度学校保健統計調査」より

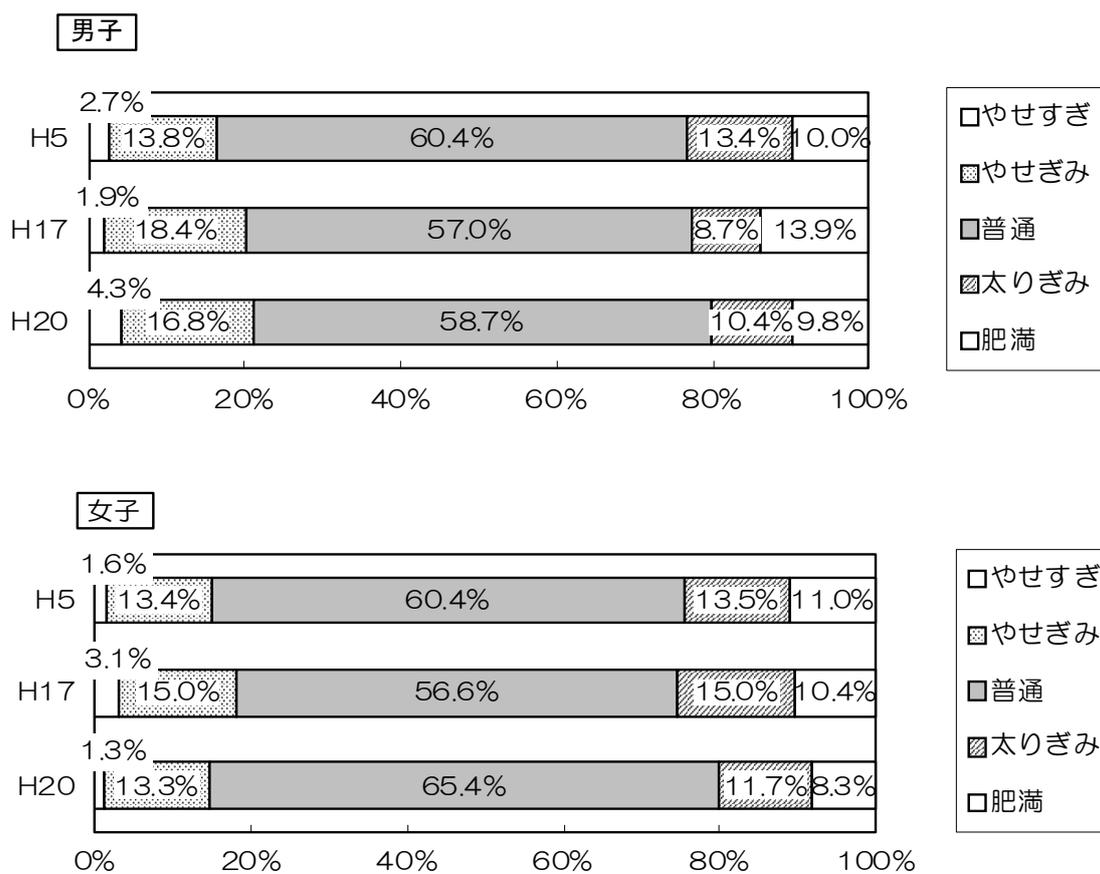
第4-1-4図 年齢別瘦身傾向児の出現率



(注) 瘦身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が $\geq 20\%$ 以上の者である。
 肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 $\times 100$ (%)

(資料) 文部科学省「平成22年度学校保健統計調査」より

第4-1-5図 体型の年次推移（6～14歳）（全国）



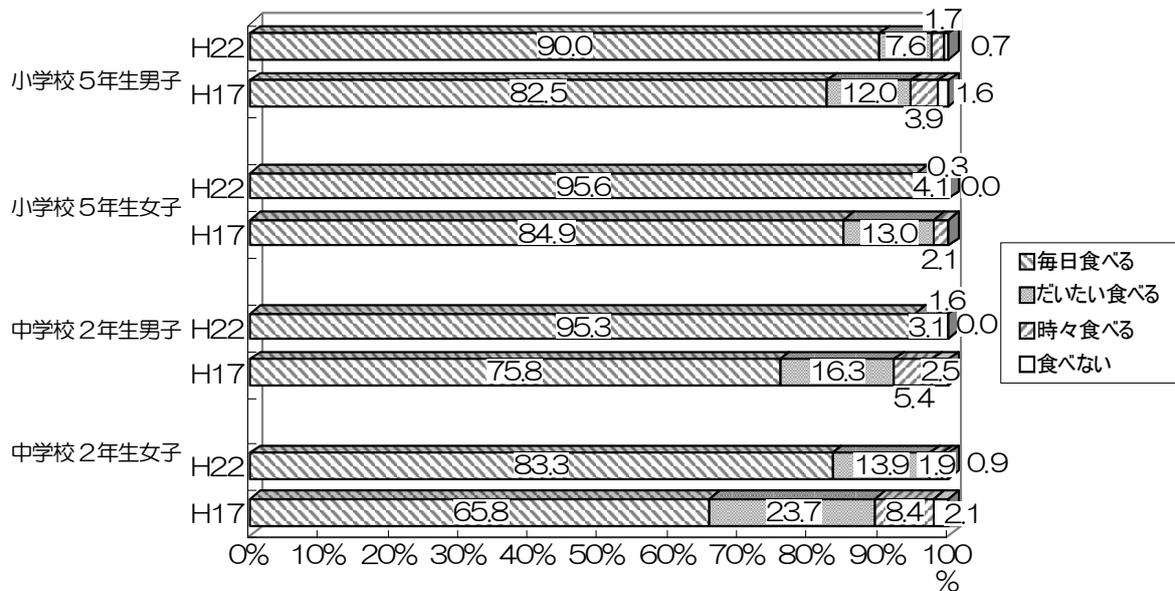
（注）肥満度判定において、やせすぎ：-20%未満、やせぎみ：-20%以上-10%未満、普通：10%未満、太りぎみ：10%以上20%未満、肥満：20%以上の者としている。

（資料）厚生労働省「平成20年国民健康・栄養調査」より

3. 朝食の欠食

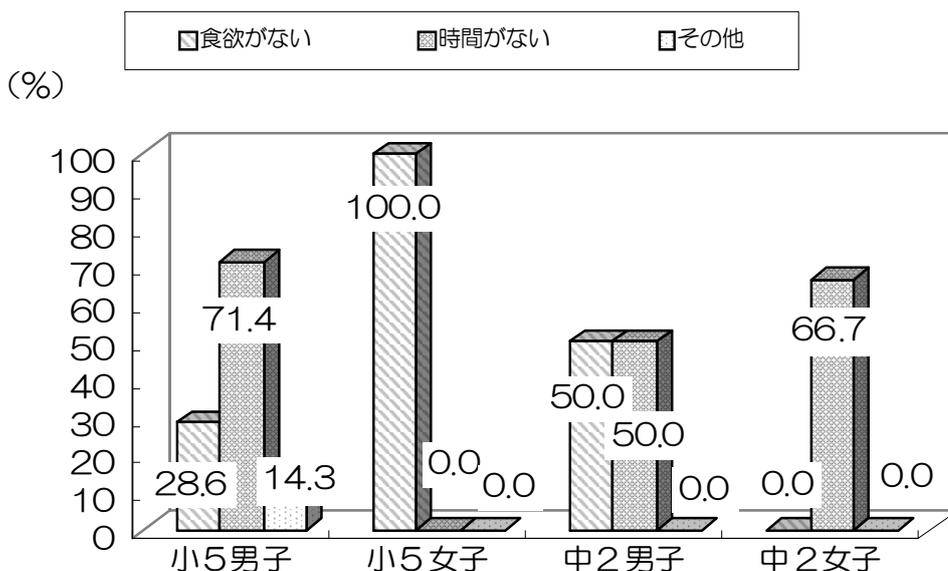
小学生および中学生の朝食の状況を見ると、平成22年では、朝食を「時々食べる」、もしくは「食べない」小学生が1.3%、中学生は2.1%見られます。平成17年と比べると、朝食を「時々食べる」、「食べない」小中学生の割合は少しずつ減少しています。

第4-1-6図 朝食の状況



(資料) 滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課 「平成22年度児童生徒の食事調査」より

第4-1-7図 朝食を食べない(時々食べる)理由

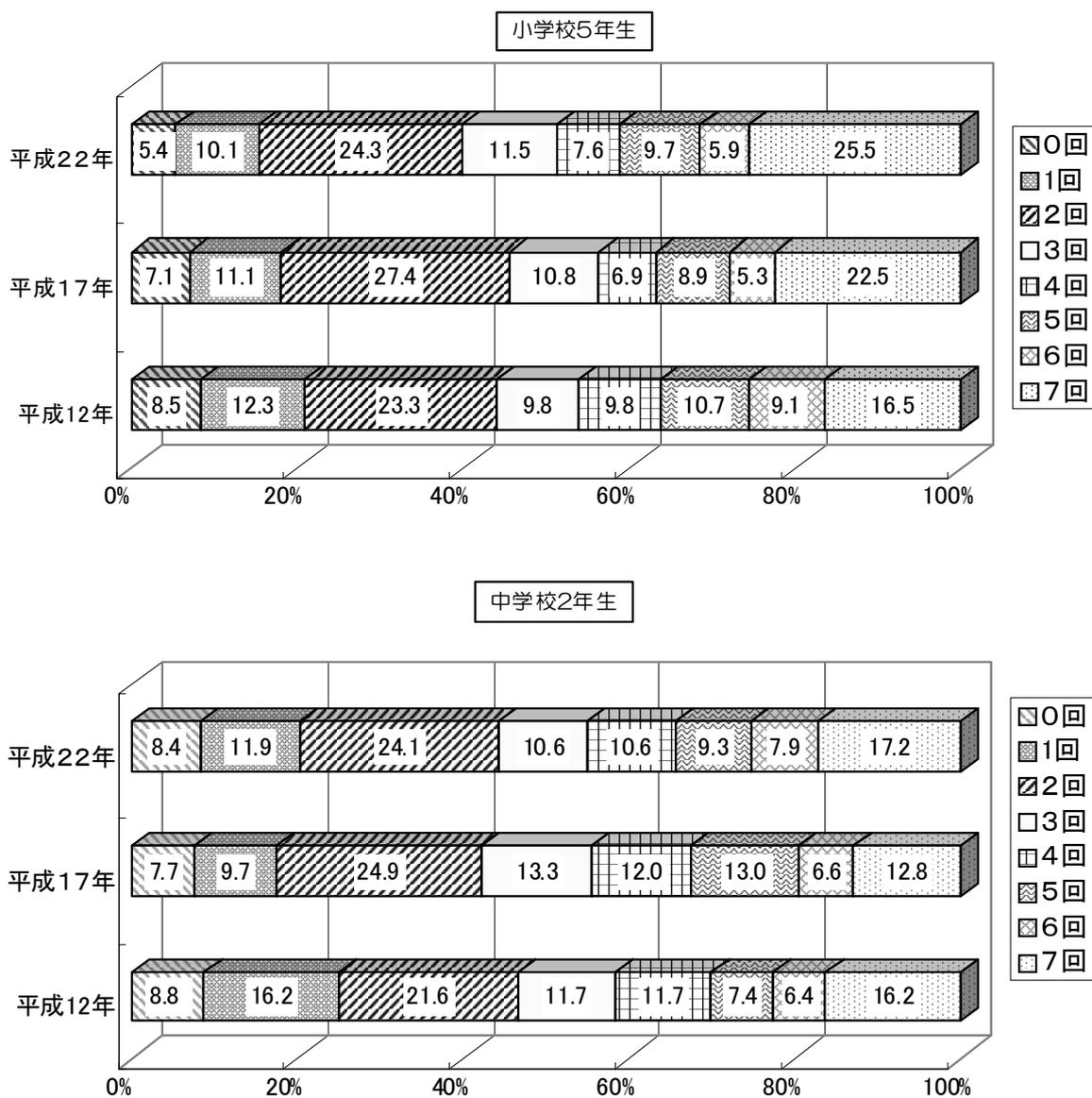


(資料) 滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課 「平成22年度児童生徒の食事調査」より

4. 家族との食事

家族そろって夕食をとる頻度についてみると、平成22年では、小学成、中学生ともに、週3回以下の割合が、週4回以上の割合より高くなっています。しかし、平成12年、17年、22年を比較すると、毎日そろって食べる（週7回）割合は、小学生が増加し、中学生は減少傾向から転じて増加しています。

第4-1-8図 1週間のうち家族そろって夕食をとる頻度



(資料) 滋賀県教育委員会事務局 スポーツ健康課 「平成22年度児童生徒の食事調査」より

第2節 災害・事故

1. 交通事故

(1) 年齢別発生状況

平成22年中の子ども（中学生以下）の死者数は1人、傷者数は899人で、前年と比べて死者数は1人増加、傷者数は36人減少（減少率3.9%）しています。

高校生は死者数0人、傷者数367人で、前年に比べて死者数は同数、傷者数は27人増加（増加率7.9%）しています。

0～24歳の年齢層では、死者数は8人で前年より6人増加（増加率300%）、傷者数は3,085人で75人減少（減少率2.4%）しています。

第4-2-1表 子ども・若者の交通事故(人の死傷を伴う事故)の推移

		単位(人)											
		昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	18年	19年	20年	21年	22年
死	幼児・園児	13	5	9	4	2	4	1	3	2	0	0	1
	小学生	4	6	5	2	0	1	0	2	0	0	0	0
	中学生	3	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
	高校生	9	7	6	4	4	4	4	1	1	1	0	0
者	0～19歳	46	38	33	30	26	25	11	11	6	6	1	2
	20～24歳	-	11	11	24	21	23	20	11	4	6	1	6
傷	幼児・園児	588	403	383	297	210	264	288	285	260	207	257	219
	小学生	483	337	441	369	332	381	363	416	411	382	422	409
	中学生	154	79	106	169	173	175	221	245	239	232	256	271
	高校生	239	340	250	299	304	347	435	368	404	375	340	367
者	0～19歳	3,405	1,527	1,633	1,910	1,829	1,894	2,134	1,952	1,877	1,760	1,780	1,759
	20～24歳	-	853	743	1,129	1,374	1,861	2,119	1,724	1,632	1,473	1,380	1,326

(資料) 滋賀県警察本部交通企画課

(2) 状態別発生状況

子ども（中学生以下）の傷者数は、自転車乗用中が356人（子ども全傷者数の39.6%）、自動車同乗中が404人（44.9%）、歩行中が130人（14.5%）となっています。

高校生の傷者数は、自転車乗用中が253人（高校生全傷者数の68.9%）と最も多く、次いで自動車同乗中の62人（16.9%）となっています。

第4-2-2表 子ども・若者の交通事故状態別死傷者数（平成22年）

単位（人）

状態別	校種	幼児・園児		小学生		中学生		高校生		合計		
		死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	
歩行中	対面通行中		3		4		2		2		11	
	背面通行中				4		2		4		10	
	横断	横断歩道		2		22		2		8		34
		横断歩道付近				1						1
		横断歩道橋付近										
	その他	1	24		31		5		3	1	63	
	路上遊戯中		2		3		1				6	
	路上作業中											
	路上停止中						1		2		3	
	その他		10		10		1		3		24	
小計		1	41		75		14		22	1	152	
自転車乗用中			15		164		177		253		609	
二輪車	運転中								23		23	
	同乗中				1		4		3		8	
自動車	運転中								4		4	
	同乗中		163		166		75		62		466	
その他					3		1				4	
合計		1	219		409		271		367	1	1,266	

(資料) 滋賀県警察本部交通企画課

(3) 違反別発生状況

子ども（中学生以下）の傷者数についてみると、歩行中では、幼(園)児および小学生の飛び出しが多く、幼(園)児が15人（幼・園児の歩行中の傷者数の36.6%）、小学生が19人（小学生の歩行中の傷者数の25.3%）となっています。

自転車乗用中では、小学生は交差点安全進行義務違反が多く31人（小学生の自転車乗用中の傷者数の18.9%）、中学生も交差点安全進行義務違反が37人（中学生の自転車乗用中の傷者数の20.9%）と多くなっています。

高校生の二輪車事故についてみると、第1当事者となった事故では安全運転義務違反が多く7人（高校生の二輪による事故の63.6%）となっています。

第4-2-3表 違反別死傷者数〔子ども（中学生以下）〕（平成22年）

単位（人・％）

違反	校種	幼児・園児		小学生		中学生		計						
		死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷		死 者	傷		
									前年 対比	構成 率		前年 対比	構成 率	
歩	信号無視				2		1				3	2	2.3	
	左側通行				2		2				4	4	3.1	
	車道通行											△1		
	横断歩道外横断		1		2		3				6	1	4.6	
	斜め横断				2						2	△2	1.5	
	駐車車両の直前直後横断				5		2				7	2	5.4	
	走行車両の直前直後横断		1		11						12	△16	9.2	
	幼児のひとり歩き		17								17	△5	13.1	
	行	路上遊戯		1		5						6	△3	4.6
		飛び出し	1	15		19		1	1	100.0	35	7	26.9	
		その他		1		2					3	3	2.3	
		不明												
		違反なし		3		22		4				29	△11	22.3
	中	第3当事者以下		2		3		1				6	△1	4.6
計		1	41		75		14	1	1	100.0	130	△20	100.0	
自 転 車 乗 用 中	信号無視				4		5				9	△2	2.5	
	右側通行						7				7		2.0	
	横断転回禁止違反				20		16				36	△33	10.1	
	進路変更禁止違反				1		1				2	△2	0.6	
	追越し違反											△1		
	転	右折違反		1		4		5				10	△8	2.8
		左折違反				3		2				5	△11	1.4
		優先通行妨害等				15		9				24	5	6.7
	車	交差点安全進行義務違反		1		31		37				69	△8	19.4
		交差点徐行場所違反		1		11		19				31	19	8.7
		指定場所一時不停止等				19		14				33	△5	9.3
	乗	自転車の通行方法違反				3		5				8	8	2.2
		安全運転				18		10				28	24	7.9
	用	義務違反		1		18		16				35	3	9.8
その他					4		6				10	4	2.8	
不明														
中	違反なし		2		10		17				29	△5	8.1	
	第3当事者以下				1		7				8	2	2.2	
	同乗中		9		2		1				12	△8	3.4	
計		15		164		177				356	△18	100.0		

(資料) 滋賀県警察本部交通企画課

第4-2-4表 違反別死傷者数〔高校生〕（平成22年）

単位（人・％）

違反		第一当事者	第二当事者	計	前年対比	構成率	
四	信号無視						
	優先通行妨害等	1		1	1	12.5	
	交差点安全進行義務違反		1	1		12.5	
	ハドル・ブレーキ操作不適				△ 2		
	前方不注意				△ 5		
	その他	3	1	4	△ 1	50.0	
	不明						
	違反なし		2	2	1	25.0	
	計	4	4	8	△ 6	100.0	
二	信号無視				△ 2		
	右側通行						
	最高速度違反		2	2	2	7.4	
	右左折違反	1		1	△ 2	3.7	
	優先通行妨害等	2		2		7.4	
	交差点安全進行義務違反		4	4		14.8	
	徐行場所違反		2	2	1	7.4	
	指定場所一時不停止等		1	1	△ 2	3.7	
	安全	ハドル・ブレーキ操作不適	3		3	2	11.1
	運転		前方不注意	1		1	△ 1
	義務	安全不確認	1		1	1	3.7
	違反	その他	2	4	6	△ 1	22.2
	その他	1	2	3		11.1	
	不明						
	違反なし		1	1	△ 1	3.7	
計	11	16	27	△ 3	100.0		
白	信号無視	9		9	2	3.6	
	右側通行	2	5	7	△ 4	2.8	
	右折違反	2		2	△ 4	0.8	
	優先通行妨害等	15	2	17	13	6.9	
	交差点安全進行義務違反		70	70	21	28.3	
	徐行場所違反	1	17	18	11	7.3	
	指定場所一時不停止等	14	2	16	△ 7	6.5	
	自転車の通行方法違反		3	3	2	1.2	
	安全運転義務違反	7	39	46	8	18.6	
	その他	6	19	25	△ 49	10.1	
	不明						
	違反なし		34	34	11	13.8	
	計	56	191	247	4	100.0	
歩行者	横断歩道外横断		1	1		5.6	
	飛び出し	1		1	1	5.6	
	その他	1	2	3	△ 3	16.7	
	不明						
	違反なし		13	13	4	72.2	
計	2	16	18	2	100.0		

（資料）滋賀県警察本部交通企画課

(4) 登下校（園）中の発生状況（自動車乗車中を除く）

子ども（中学生以下）の傷者数は153人、また、高校生の死傷者数は187人となっています。

状態別でみると、小学生では傷者数32人のうち、28人（87.5%）が歩行中で、中学生では傷者数120人のうち113人（94.2%）、高校生では死傷者数187人のうち181人（96.8%）がそれぞれ自転車乗用中となっています。

第4-2-5表 登下校（園）中の交通事故発生状況（平成22年）

単位（人）

状態別 校種	歩 行 中				自 転 車 乗 用 中				二 輪 車 乗 用 中			
	死 者		傷 者		死 者		傷 者		死 者		傷 者	
	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校
幼児・園児			1									
小学生			10	18				4				
中学生			6	1			63	50				
高校生			3	3			101	80				

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

2. 水難・船舶事故

(1) 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

毎年、水難・船舶事故とも夏場を中心に発生しています。過去5年間の水難・船舶事故は 235 件発生し、このうち少年が関係する事故等が 55 件で全体の 23.4 パーセントを占めています。

少年が関係した事故等の態様で多いのは、水難は遊泳中や水遊び中、船舶事故では衝突事故や漂流事故です。

第4-2-6表 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

項目	年別	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
	事故種別	水難	船舶								
事故発生数	発生件数(件)	8	35	12	37	12	34	14	34	17	32
	総数	43		49		46		48		49	
	少年の関係件数(件)	3	9	3	5	4	4	7	4	8	8
	総数	12		8		8		11		16	
	少年の占める割合	27.9%		16.3%		17.4%		22.9%		32.7%	
死者数	死者・不明者数(人)	4	4	8	1	7	5	7	4	5	1
	総数	8		9		12		11		6	
	少年の死者数(人)	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
	総数	0		1		0		1		1	
	少年の占める割合	0.0%		11.1%		0.0%		9.1%		16.7%	
負傷者	負傷者数(人)	1	12	0	19	1	14	0	13	3	20
	総数	13		19		15		13		23	
	少年の負傷者数(人)	0	1	0	2	1	4	0	0	2	7
	総数	1		2		5		0		9	
	少年の占める割合	7.7%		10.5%		33.3%		0.0%		39.1%	
無事救助者	救助者数(人)	9	63	5	56	6	36	11	55	11	50
	総数	72		61		42		66		61	
	少年の救助者数(人)	5	12	2	4	4	2	9	16	5	5
	総数	17		6		6		25		10	
	少年の占める割合	23.6%		9.8%		14.3%		37.9%		16.4%	
被災者合計数	全被災者数(人)	14	79	13	76	14	55	18	72	19	71
	総数	93		89		69		90		90	
	少年被災者数(人)	5	13	3	6	5	6	10	16	8	12
	総数	18		9		11		26		20	
	少年の被災率(%)	35.7%	16.5%	23.1%	7.9%	35.7%	10.9%	55.6%	22.2%	42.1%	16.9%
全少年被災率(%)	19.4%		10.1%		15.9%		28.9%		22.2%		

(資料) 滋賀県警察本部地域課

(2) 平成22年中の水難・船舶事故の発生状況

平成22年中の水難・船舶事故は 49 件発生し、このうち少年が関係する事故等は 16 件で全体の 32.7 パーセントを占めています。

これらの事故を態様別に見ると、遊泳中・水遊び中の水難、衝突・転覆・漂流の船舶事故が発生しています。

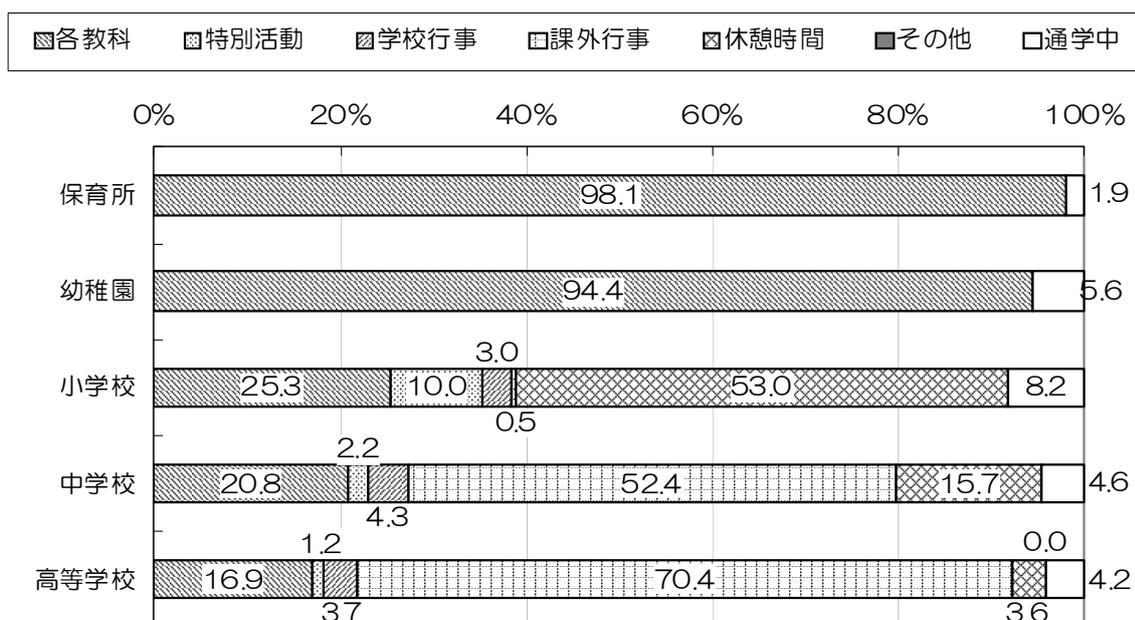
3. 学校管理下における災害

平成22年度の学校管理下における負傷の災害発生状況を校種別で見ると、中学校の発生率が一番高く12.1%、次いで高等学校（全日制・定時制・通信制）の7.1%、小学校の7.0%、保育所の3.1%、幼稚園の2.6%の順になっています。

小学校では休憩時間の災害が最も多く、中学校・高等学校では課外行事中（主に部活動中）の災害が全体の半数前後を占めています。

第4-2-7表 平成22年度 災害共済加入者数と負傷の校種別・場合別災害発生状況

	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	保育所	合計
加入者数（人）	86,868	42,235	40,707	19,279	22,310	211,399
負傷の災害発生件数（件）	6,064	5,115	2,894	497	695	15,265
災害発生率（%）	7.0	12.1	7.1	2.6	3.1	7.2



（資料）独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所

第3節 犯罪や虐待による被害

1. 犯罪被害の状況

平成22年に少年が被害者となった刑法犯の認知件数は2,882件で、前年に比べて105件減少しました。

包括罪種別では、窃盗犯が2,537件と前年に比べ63件減少しており、中でも乗り物盗は2,176件で26件減少しています。

また、その他の犯罪では、凶悪犯は6件で前年と比べて3件の減、粗暴犯は124件で11件の増、風俗犯は47件で4件の減、その他の刑法犯は164件で37件の減となりました。

年齢別では、13～19歳の被害が2,697件と被害少年総数の93.6%を占めています。

第4-3-1表 少年の刑法犯被害認知件数（平成21年、22年）

	平成21年				平成22年				前年比 (被害少年)
	被害少年総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	被害少年総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	
刑法犯認知件数	2,987	2 (2)	198 (74)	2,787 (991)	2,882	5 (2)	180 (66)	2,697 (955)	-105
凶悪犯	9	0 (0)	3 (3)	6 (6)	6		1 (1)	5 (5)	-3
殺人	1		1 (1)		0				-1
強盗	0				2			2 (2)	2
放火	0				0				0
強姦	8		2 (2)	6 (6)	4		1 (1)	3 (3)	-4
粗暴犯	113	0 (0)	11 (7)	102 (33)	124	3 (1)	9 (4)	112 (37)	11
凶器準備集合	0				0				0
暴行	41		8 (7)	33 (15)	53	1 (0)	5 (2)	47 (21)	12
傷害	47		3	44 (14)	48	2 (1)	4 (2)	42 (11)	1
脅迫	3			3 (3)	2			2 (2)	-1
恐喝	22			22 (1)	21			21 (3)	-1
窃盗犯	2,600	0 (0)	158 (45)	2,442 (835)	2,537	0 (0)	153 (49)	2,384 (822)	-63
侵入盗	13			13 (3)	10			10 (8)	-3
乗り物盗	2,202		130 (34)	2,072 (709)	2,176		128 (37)	2,048 (684)	-26
非侵入盗	385		28 (11)	357 (123)	351		25 (12)	326 (130)	-34
知能犯	13			13 (9)	4			4 (2)	-9
風俗犯	51	2 (2)	17 (17)	32 (32)	47	2 (1)	10 (8)	35 (34)	-4
(うち)強制わいせつ	51	2 (2)	17 (17)	32 (32)	47	2 (1)	10 (8)	35 (34)	-4
その他	201		9 (2)	192 (76)	164		7 (4)	157 (55)	-37

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第4-3-2表 福祉を害された少年の数（平成21年、22年）

違反法令	被害者		学齢に達しない者		小学生		中学生		高校生		大学生等		有職少年		無職少年	
	被害者総数	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)		
総数	51	36			1	1	10	8	36	25	2			2	2	
風営適正化法																
風俗営業の接待業務																
風俗営業の接客業務																
飲食店営業の接客業務																
児童福祉法																
淫行させる行為	1	1												1	1	
児童買春・児童ポルノ法																
	26	17			1	1	5	3	19	13	1					
児童買春	7	6					1		6	6						
児童買春勧誘																
特定少数に対する提供																
単純製造	13	8			1	1	2	1	10	6						
児童買春周旋																
労働基準法																
年少者に関する深夜業																
覚せい剤取締法																
譲渡																
使用																
出会い系サイト規制法																
児童に対する性交等誘引																
青少年健全育成条例	22	17					5	5	17	12						
その他	2	1									1			1	1	

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 児童虐待の状況

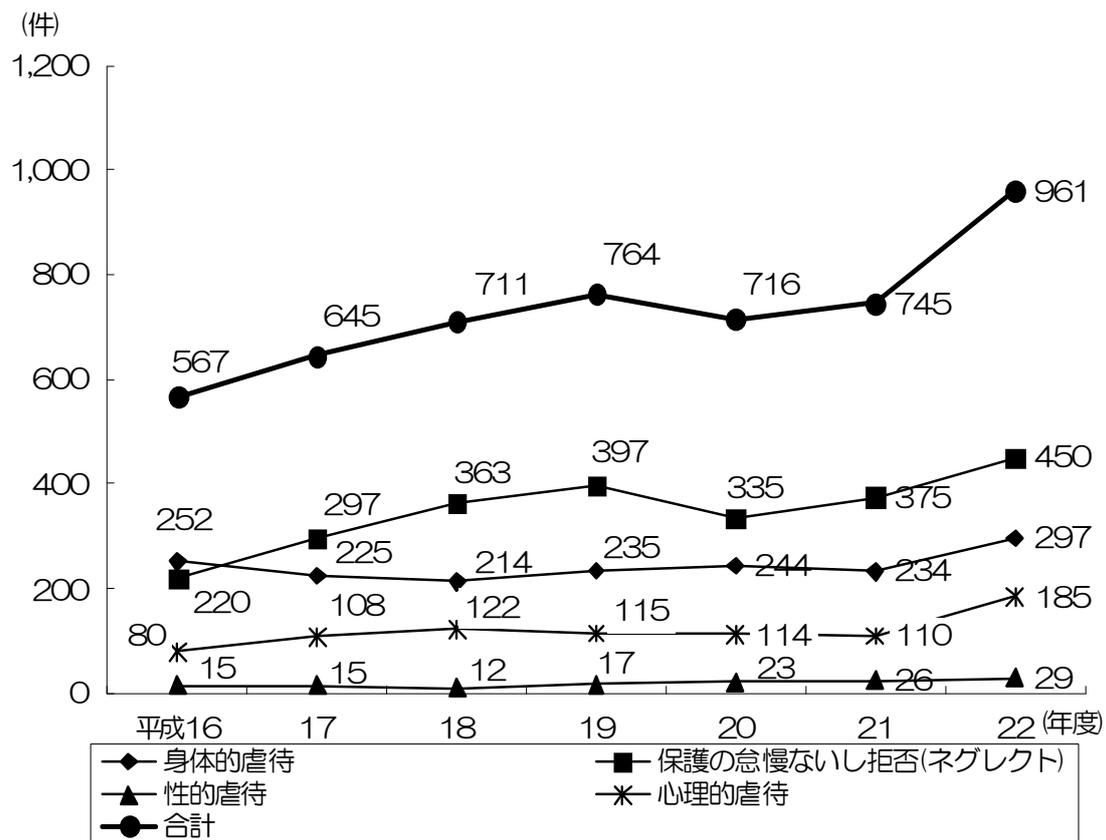
児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合には、命を奪います。また、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

本県の児童虐待相談件数は年々増えつづけ、平成22年度は3,231件（18歳未満の子ども約80人に1人）で、死亡事例など深刻な虐待事例も発生しています。さらに、児童福祉法等の改正により、市町の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務が規定されるなど、社会的養護を必要とする子どもが支援を受けられる相談体制や社会資源の充実がより一層求められています。

このような中、平成22年3月に滋賀県児童虐待防止計画を全面改定し、市町、関係機関、県民との連携のもと、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行っています。

《県内の相談件数》市町3,206件 + 子ども家庭相談センター961件 - 936件（重複分） = 3,231件

第4-3-3図 子ども家庭相談センターにおける虐待相談件数の推移



（資料）滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

第4-3-4表 児童虐待に関する検挙状況（平成21年、22年）

区分	平成21年	平成22年	増減
身体的虐待	3	3	
殺人			
殺人未遂	1		-1
傷害	2	2	
傷害致死		1	1
暴行			
怠慢又は拒否			
保護者遺棄			
保護者遺棄致死			
性的虐待	1	4	3
強姦	1	1	
強制わいせつ		3	3
児童福祉法違反			
青少年育成条例			
心理的虐待			
合計	4	7	3

（資料）滋賀県警察本部少年課

3. 子ども110番の家設置状況

「子ども 110 番の家」とは、子どもが「声かけ、痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに、その子どもを安全に保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動です。

各地域では、一般家庭をはじめとする多くの県民、事業者の皆さんの御協力により、「子ども 110 番の家（店・車）」の設置促進と活動充実が図られています。

子ども 110 番の家（店・車）設置状況（平成 23 年 3 月末現在）

◎「子ども 110 番の家」として把握している一般家庭……………10,797 戸

◎「子ども 110 番の店（車）」として把握をしている主な事業者等 …… 7,457 箇所 2,509 台